



児童手当などの申請を

お忘れなく

子どもが健やかに育つことを願って、国・県および市では、児童手当・児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当・特別児童扶養手当などを支給しています。
該当する方は、忘れずに申請をしてください。

児童手当(国)

小学校修了前の児童を養育している方に支給しています。

支給期間 申請の翌月から小学校

を修了する年度の3月まで

手当月額(児童1人につき)

第1子：5千円

第2子：5千円

第3子以降：1万円

支給月 2月、6月、10月

☆児童手当制度の拡充

4月1日より、3歳未満の児童手当の額を第1子および第2子について倍増し、出産順位にかかわらず一律1万円となりました。(今回の改正については特別な手続きを行う必要はありません)

児童扶養手当(国)

離婚、行方不明、死亡などで親と生計を共にしていない児童や、父親が重度(身体障害者手帳1・2級程度)の障害者である家庭の児童を養育している方などに支給しています。ただし、公的年金を受給している人には支給されません。
支給期間 申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額

児童1人：4万1千720円

児童2人：4万6千720円

児童3人以上：児童2人の金額

に1人増すごとに3千円を加算

(支給開始より6年目からは減額になります)

支給月 4月、8月、12月

遺児手当(県・市)

親が離婚・行方不明・死亡した児童や、父親か母親が重度(身体障害者手帳1・2級程度、市においては3級程度まで)の障害者である家庭の児童を養育している方などに支給します。

支給期間 県は申請した月から、

市は翌月から18歳に達する年度の3月まで(ただし、県は支

給開始より5年間)。

手当月額(児童1人につき)

県の手当：4千500円(4・5年

目は2千250円)

市の手当：2千円

支給月

県の手当：4月、8月、12月

市の手当：3月・9月

特別児童扶養手当(国)

精神または身体に重度(療育手帳A判定または身体障害者手帳1・2級程度)・中度程度(療育手帳B判定、身体障害者手帳3級程度または4級で、下肢障害や音声・言語機能など)の障害がある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。また、内部機能障害などの方は、手帳の等級にかかわらず、診断書の提出により認められる場合があります。

支給期間 申請の翌月から20歳の

誕生日の前日の月まで

手当月額(児童1人につき)

1級：5万750円

2級：3万3千800円

支給月 4月、8月、11月

※各手当とも、所得制限により減額されたり、支給されない場合があります。